

## 都道府県開催 Q&A（回答例）【実務経験申告書】

問Ⅰ 個人情報なので「実務経験報告書」を提出したくないという受講者（2019年度修了者）がいた場合の対応如何。

（答）

「臨床実習指導者講習会の開催指針」では、3. 受講対象者として、「実務経験4年以上の理学療法士、作業療法士」と定められているが、その実務経験の確認の方法や、確認が出来なかった場合の判断については定められていないことから、主催者がすでに受講した者に対して、実務経験を確認するための書類について改めて提出を求めた場合に、すでに受講した者が提出を拒否したことに対して、「直ちに修了証は取り消しになる」という対応はできないものと思料する。

一方で、これから開催をする講習会については、受講要件として実務経験申告書の提出を求め、実務経験を確認したうえで受講を認めることから、これから受講する者が提出を拒否した場合には、「受講申し込み者は受講できない」と判断できること。

問Ⅱ 2019年度の受講者および修了者に実務経験申告書の提出を求めた際に、実務経験4年を満たしていなかったことが判明した場合の対応如何。

（答）

「臨床実習指導者講習会の開催指針」では、3. 受講対象者として、「実務経験4年以上の理学療法士、作業療法士」と定められていることから、すでに受講した者が4年の実務経験を満たしていないことが判明した場合には、直ちに修了証を返還する（取り消す）ための対応が必要となる。

問Ⅲ 実務経験申告書には勤務先3か所の記入欄があるが、一番下の証明欄は、現在の所属の施設代表者等でよいか。

また、現在の施設代表者等の印鑑をもらう場合、以前の職場について、現在の施設代表者等が証明する書式となっているが、1カ所ずつ部門長の証明（記入・印鑑）が必要ということか。

（答）

現在の書式は、以前の職場の経歴を含め、現在の職施設代表者等が承認した場合を想定している。勤務先が複数となる場合の証明欄については、過去の勤務先を含め、現在の施設代表者等に証明をしてもらうこと（過去の勤務先における実務経験については、現職場においても入職の際に把握していることを前提としている）。

なお、複数の勤務先のうち、満4年を経過している勤務先があれば、対象の勤務先のみ記載と証明で良い。

また、現在の職場の施設代表者等が、以前の職場の証明が出来ない（断られた）場合には、以前の職場の施設代表者等に証明を依頼するなどにより提出をってもらうこと（その場合には申告書1枚につき1つの職場の証明になること）。

問Ⅳ 部門長が受講生の場合、病院長に証明をもらうということか。

（答）

部門長の上長の証明であることから、病院長に限らず、事務長等の施設代表者の証明でよい。

問Ⅴ 実務経験申告書は、厚労省に提出されるものか。協会で管理するものか。

(答)

実務経験申告書は、厚労省への提出を行うものではない（求められた場合のみの提出）。また、都道府県協議会で管理を行い、協会は管理の補助をすること。

なお、実務経験申告書は、開催をする都道府県において、講習会に申し込んだ者が、4年以上の実務経験を満たしていることを確実に確認することを目的としていることから、提出された実務経験申告書を確認した時点で、4年以上の実務経験を満たしていることの証明がきわどい者を抽出し、レッドフラッグを立てるためのツールとして活用をすること。

問Ⅵ 講習会申込時には実務経験を満たさないが、講習会開催時には実務経験を満たす場合、実務経験申告書の提出および受付の対応はどのようにすればよいか。

(答)

実務経験申告書は、作成時に有する実務経験を証明するものであることから、「講習会申込時」で記載をすること。

なお、講習会申込時には実務経験に4年を満たさないが、受講日には実務経験4年を満たす場合には、講習会開催日（受講日）までに改めて実務経験申告書を提出してもらうなど、確実に実務経験を満たしている者が受講をするように手続きを進めること（受講日までに1回の提出で実務経験の確認ができる場合には、この限りではない）。

### 【追加】

問Ⅶ 他県で開催をした講習会を受講した者が、所属の都道府県士会事務局に実務経験申告書を提出した際の取り扱い如何。

(答)

実務経験申告書は、講習会を開催をする都道府県において、講習会に申し込んだ者が、4年以上の実務経験を満たしていることを確実に確認することを目的としていることから、参加者が実務経験申告書を提出する先は、参加をした講習会の事務局となる。

都道府県士会（協議会）においては、所管の都道府県士会（協議会）で開催した講習会に参加していない者から実務経験申告書の提出があった場合には、参加をした講習会の事務局に提出するようにご案内いただきたい。